

令和4年9月5日（月曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第3日目）

令和4年第3回松島町議会定例会会議録（第3号）

---

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課 こども支援班長	千葉浩司君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	岩渕茂樹君
水道事業所長	赤間隆之君
危機管理監	蜂谷文也君
総務課総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君
教育次長兼教育課長	千葉忠弘君

選挙管理委員会事務局長

中 條 宣 之 君

監 査 委 員

丹 野 和 男 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 和 也 次 長 熊 谷 直 美

主 査 清 水 啓 貴

---

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 4 年 9 月 5 日 (月曜日) 午前 10 時 00 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 議案第 39 号 松島町過疎地域持続的発展計画について
  - 〃 第 3 議案第 40 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
  - 〃 第 4 議案第 41 号 松島町町税条例等の一部改正について
  - 〃 第 5 議案第 42 号 令和 4 年度松島町一般会計補正予算 (第 4 号)
  - 〃 第 6 議案第 43 号 令和 4 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
  - 〃 第 7 議案第 44 号 令和 4 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
  - 〃 第 8 議案第 45 号 令和 4 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
  - 〃 第 9 議案第 46 号 令和 4 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第 1 号)
  - 〃 第 10 議案第 47 号 令和 4 年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算 (第 1 号)
  - 〃 第 11 議案第 48 号 令和 4 年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員が13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回松島町議会定例会を再開いたします。

傍聴の申出があります。お知らせいたします。[REDACTED]さんでございます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、11番小澤陽子議員、12番片山正弘議員を指名します。

---

#### 日程第2 議案第39号 松島町過疎地域持続的発展計画について

○議長（色川晴夫君） 日程第2、議案第39号松島町過疎地域持続的発展計画についてを議題とします。

議案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野議員。

○10番（今野 章君） 今野でございます。

いろいろ細かいことはあるのかとは思いますが、今回の発展計画ですね、過疎を脱却すると、そういう意味でこれからの松島の町にとって必要な計画ということになっていくのかなと、そんなふうには思っているわけでありましたが、この計画書の2ページに過疎の状況ということで項目を立てていろいろと記載がしてございます。特に2番目ではこれまでの対策及び現在の課題と今後の見通しというようなことが書いてありまして、全くそのとおりなんだろうなというふうに思っております。実際問題として、ここにも書いてありますように、平成28年ですか、長期総合計画に基づいて、この間5年以上にわたって松島の定住あるいは人口増加対策、こういうもの等々に取り組んできたということだろうというふうに思っております。しかし、下段にも書いてありますように、それらが必ずしも成功しているとは言えないと、そういうふうな状況なんだということなんですね。

本町における長期総合計画そのものは、今から六、七年前ですかね、いわゆる地方創生事業

ですか、こういったものを活用しながら進めてきたと。これからの日本社会を発展させる、あるいは、高齢少子化、これを解消して持続的に発展できる方向性を探るという下でのこの地方創生事業ですか、こういったものに沿って進めてこられたということになるんだと思うんですが、全国どこを見てもうまくいっているという状況はなかなかないのかなと思っているわけです。ですから、このまま地方創生事業に乗っかって長期総合計画を進めていくことが本当に大丈夫なんだろうか、そういう思いがしてなりません。

今回、計画されているこの発展計画についても、長期総合計画あるいはまち・ひと・しごとですか、この総合戦略に沿って計画をされるということになっていると思いますので、このまま本当にこの計画を推し進めていって松島町は発展できるのだろうか、あるいは人口増加に転じていくことができるのだろうか、こういうふうに今思うわけです。その辺について町長はどのように考えているのかなと、こんなふうに思うわけでございます。

特に最近の長期総合計画等々の説明あるいは予算等の説明を聞いておきますと、移住等では最近は増えてきているよと、こんな説明もいただいているわけでありますが、定住対策としての移住・定住ということになりますと、結局人口は全国的に減っていると。その一方で起きることは何かといえば、移住者をそれぞれの自治体が競って取り合うと、こういうことにしかつなげていかないと思うんですね。やはり国全体として人口をどう増加させるのかということになっていかないと、衰退する自治体が出てくる。片一方で人口を確かに見事に増やせる自治体も出てくるかもしれない。そういうことになってしまっているというのが今の状況だと思うんですよ。必ずしも本町にとってそれがいい状況なのかというふうにも考えるものですから、これまでの長期総合計画に沿った松島町の定住対策を含めた計画がどうだったのかと、改めて前期における長期総合計画の総括というのか、そういったものがどうだったのかと。そして、今後の見通しについて、本当に過疎を脱却して松島町が発展し得る条件があるのかどうか、その辺についてどう考えているのかお聞きをしたいということでございます。しっかり答えていただければ再質問はいたしませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） しょっぱなから難しい質問でありますけれども、年度をちょっと間違ったらすみませんけれども、平成28年に長総というのをつくって、それから10年計画で5年、5年の前期後期で進めてきたと、こういう経過だと思います。

その長期総合計画は、諸先輩の町長さんとかいろんな方々に聞くと、まず町の基本であると

ということで、まずそれをしっかりと根本に置いて様々な計画を立てていくと。これが今までやられてきた経過だと思います。その年その年に、そこに長総の中でいろんなバージョンを組み入れながら物事を進めてきて、そういういろんな目的に向かって進めてきているというのが現状であります。当初の長総の前半であれば、震災からの復興というのも大いにかぶっていましたが、そこへもってきて松島町に移住者をどういうふうにして迎えるかと、そういったことでのまず取り組みも図らずしもあった。その成果も出てきたというのが現状でございます。今、じゃあそれはどうだったのかということであれば、実際それは数字として出てきているのであって、これは自治体の競争とかそういうことではなくて、宮城県が、災害が発生した東日本大震災の構築とか、そういうものの形になって現れてきたということであるのかなという一面はあります。

今、県内の自治体を見ていると、仙台市近郊がどうしても人口は増えていく状況下にあるかと思えますけれども、それはやはり、働く場所、そういったところがしっかり構築されているところが人口が増えてきていると。そういったところの政策を見ていると、それを基本として、子育て支援にしても学校の教育にしてもいろんなものに発展されてやってきているというのが現状なのかなと。

今年、後期計画を今やっていますけれども、それに今度は過疎法というのが出てきたと。松島町も過疎に入ってきたと。これは全国的に見ると、967自治体、その中で半分以上がもうこういった過疎法の中に入って、それで追加されてきたと。それで、これから7年度までに残された期間で再度町の構築を図るために、もう一度しっかり地域で検証して、町のカラーを出してまちづくりを進めて全体的なレベルアップを図ってほしいというのが総論だと思うんです。それにのっかってじゃあ松島町はどういったことをするかということで、まずはこの間皆様方に全員協議会の中でお示しをして、それはこういうものからこういうものまで全てありますよというものをお知らせ申し上げただけであって、そこからじゃあ何をどういうふうにチョイスをして、町のために役立てていくのかというのが実はこれからだと思うんですね。令和4年度はもう半ばに来ていますけれども、しっかり令和5年度からの予算にそれを反映させて、それが町としてどういうふう動くのかというのがこれから問われてくるし、それがまた議会と町との意見の交換にもなるんだろうというふうに思います。

全体的に今まで進めてきたものについては、人の見方はいろいろあるかもしれませんが、大なり小なりきちっと目的に沿って町は動いてきていると思います。人口がなかなか増えないだろうというお話もありますけれども、急激な人口減も町はしていないというふうに

私は取っています。それはいろんな方々が移住されたこともあるんだけど、若い人たちが自分たちで店を持ってやれるようになったし、松島町の中にも個人商店的なものが少しずつ増えてきて、いろんな交流が観光エリアからちょっと離れたところでも出てきている。そういったところで人の交流というのが出てきているんだろう。そこへ今度はいろんな大手メーカーさんの研修センターなりそういったものが出てきてバージョンアップをする。また、松島温泉というものがまた1か所増えて、7か所から8か所になると。そういったことにも変わってきて、いろんな交流が、町の発信ができてきている。

それからもう1つは、地域計画は立てたものの、住居系に関してはやっぱりどこか少し押しが足りない。これは予算がないだけではなくて、もうちょっと仕組みが、我々の説明が足りないのかなど。最初は地域の人たちも物すごくウエルカムだったんですね。自分たちでもすぐやれるんだなと思って、いざやれるようになるとなかなか二の足を踏んでしまう。空き家があっても空き地があってもなかなかそれが進まない。だから、やっぱりこういったものにはどこかで押すというか、これから先のことを少し考えてアドバイスしてやる必要もあるだろうと。そういったものの背景には何があるのかというと、やっぱり松島にもきちっとした働く場所がきちっと構築されていないと駄目だと。そういった全体的なものの考え方もこれからは進めていかないと駄目なのではないかと。そういったことまで含めた全体的なものの考え方をもう少し前向きに出してやっていく必要があるんだろうというふうに思っております。

ですから、今、今野議員が言われたものに対して町はどうなんだといえ、これまでどおりのことを一つ一つ前に進めて、もう1つは検証もしながらやっていかななくてはならない、こういうことだけはしっかり捉えてやっていきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 今回の計画についてはメニューを並べたんだと、そういうことなんだろうというふうに思いますけれども、非常にそういう意味では、どこのところにポイントを絞っているんだというのはなかなか見えにくい計画になっているんだなというふうには思っています。

私が言いたいのは、やっぱり人口がこれ以上減らない、あるいは増加に転じる、そういうことがこれから大事なのではないかなというふうの一つ思うところがあるわけですね。やっぱり人口が減っていくというのは経済規模が小さくなっていくということですからね。これは地域でもそうですし、国全体にとってもそういうことですから、やっぱり人口をある程度

維持する、あるいは増加させるという施策が本来必要なのではないかと思うわけです。ところが、地方創生が始まってもう六、七年になるんですけれども、成功しているとはとても言えないのではないかというふうに私は見えるわけですね。そうしますと、現状の施策ではやはり人口減少のまま進んでいかざるを得ないのではないか。私はそういう意味で、若い皆さん方が非常に所得も低いということで結婚もできなかつたりとか、そういう意味では子供を育てる力も財力もないという状況に置かれている、そういう側面もあるのだろうというふうに思うわけです。だから、もっともっと施策として教育や福祉の分野にお金を投じていかないと、あるいは働く人たちの賃金を上げていかないとそういう問題を解消できないんだらうと、こういうふうに思っているわけです。

残念ながら、松島町の計画を見ますと、例えば福祉や医療の分野を見ると、結局、松島町内における一次診療という意味では、かかりつけ医という意味では確かに病院はあるわけですが、計画書にも書いてありますけれども、診療科目がやっぱり足りなかつたりとかそういう問題があるわけですね。結局は周辺の自治体との連携を取りながら進めていくという計画になっていると。これで本当に安心して住める自治体というふうになるのかどうかということにもなってくるのかなというふうに思います。医療の問題なんかについては特にあまり具体的なことを書かれていないわけですね。そういう意味で、取組の方向性は出していますけれども、なかなか確信を持ってこの計画を推し進めて大丈夫なのだろうかと、こんな思いをして読ませていただいたわけなんです。

そして、そのほかやっぱり学校教育の問題でも、前にも私言ったことありますけれども、学校給食の問題ね、無償にしたらいかがですかと、こういうお話をしたことがありますけれども、どンドンどンドンこれも全国で今広がっていますよね。無償化あるいは給食に対する一部助成というのはどンドン拡大しているんですよ。宮城県ではまだ数少ないですけれども、全国的にはそういうものが広がっている状況があるわけです。ですから、本気になって若い人たちが移住してくるということになればそういうことも必要になってくるだろう。ただ、全体としては、先ほどもお話したように、結局は国全体の人口が減ってくる中では奪い合いにしかならないと、こういうふうになるわけなので、そのことによって勝ち組と負け組が出てくるという状況になるわけですから、この地方創生を今のままで、あるいはその地方創生を我々の町の長期総合計画として進めていくことが本当にいいのかなと。行政側からすれば、そういう交付金や助成金が出てくるんだからそれを使ってやらざるを得ないんだと、こういう理屈でもあるかとは思いますが、その辺についてももっともっと私は見直しも必要な

ところがあるのではないのかなと。メニューが並べてあるというんですから、そのメニューの中から選んで広げることは可能なんだとは思いますが、その辺非常に懸念せざるを得ない、こんな感じがいたします。

企業誘致については、昨今、都市計画のほうの認可ですか、こういったものも下りて計画が進んでいくということですので、私も非常に期待はしておりますけれども、まだまだ人口増加につながるのかということになると、仙台一極集中で、仙台市あるいはその周辺の町の宅地なりなんなりが埋まっていかないと、さらにその外に広がってくる状況にはないのではないかなという気がしているわけです。非常にそういったところにお金を投じてもなかなか答えが返ってこない可能性もあるのかなと。そんな気もするんですが、改めてもう一度その辺についての考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 地方創生というのは、国で、地方でアイデアを出して考えてやってくれないかと。それについて国もちゃんと予算づけますよというのが発端だったと思いますけれどもね。それにこの過疎法というのがまたそれにかぶってきているんだと思うんですね。ですからやっぱり、今野議員から奪い合いではないかと言われるかもしれませんが、それは町としての競争ということではなくて、町は町としてどういうふう自立をして町民の方々の向上につなげていくのかというのはやっぱり常に考えていかななくてはならない。それは、松島町は高齢化になりましたよと、高齢化になったからってすぐにじゃああれもやりますか、これもやりますかということではなくて、これまで一つ一つ進めてきたと。これも高齢化率を下げるためにはどうすればいいのかというと、やっぱり若者のことを考えてやっていかななくてはならない。

私は松島町というのは、ある一定の土地を持ってそれを売却すると、家はすぐ建ってくれる地域になってきているなというふうに私は客観的に判断しているんですね。ただ、ここでネックになってくるのが空き家の問題なんかもだろう。例えば町の中心部の空き家の問題というのは、これからどんどんどんどん出てくると思うんです。空き家を本当は解体して更地にでもして、そうすればいろんな用途であの更地にこういうのを計画したいんだけどなというところがいっぱい出てくると思うんだけど、これが今、国のほうでちょっとうまく——私はあんまりよろしくないのは、解体したら税収が上がると。だからこれがちょっとネックになっているのかなと。

日本全国で今、世帯数と空き家の数を比べると1万世帯空き家が多いんだそうですね。です

から、松島町もいずれ多分世帯数よりも空き家が多くなるということは言えませんが、空き家の率というのがどんどん高くなってきていると。高齢者の一人住まいの方々というのは、まず空き家になる可能性が農村地であろうがどこであろうがみんな増えてきている。そういう状況下になっていると思うんですね。ですから、そこはどういうふうに町として考えなくてはならないのかと。もしそういったところにまたこういういろんなこれからの計画が当てられるのであれば、税の仕組みはこれはまた国の考えなので、これはいろんな要望をしながら空き地、空き家の問題について税は議論して、国のほうにいろいろな要望を出していかなければなりませんけれども、そういうことでやっぱり町の構築というのをしていく必要があるだろうと。

それから、子供を育てることができない町は私は衰退していきだろうと。どんなものが来てもやっぱり子供たちがにぎやかな町は黙っていても裕福な町になっていくと、私はそういうふうには思っています。今年3年ぶりで磯崎地区で盆踊りをやりました。そのときに、8月20日だったんですけども、びっくりしたのは子供の数です。もともと磯崎地区というのは子供の数は多いんですけども、あの会場にあふれんばかりの子供たちが来て、コロナで確かに密にならないようにスタッフはいろんな対策を取っておられましたけれども、だけれども子供たちは浴衣を着て、言葉がいいかどうかは別として、大いにはしゃいだり友達と楽しんで食べ物を食べたり盆踊りをしたり、そういう光景を3年ぶりに見ましたけれども、そういうふうになぎやかなところにはやっぱりいろんな問題が一つ一つ解消されてくるんですね。

ですから、私は教育長なんかとたまに話をするときには、松島の学校のことにしても、まだ議員さんのほうからは小学校1つで考えろということを出されていないけれども、町もそろそろ本気になって考えていかないともう駄目だと。そういったところにきて、子供たちの教育のレベルをどんどん上げて、そして、何か知らないけれども、宮城県で松島というのは子供たちが優秀なんだよねと。そうすると、県外等から宮城県に移住してくれる方はどこに行くかという、教育が充実しているところにまず行きたいというのが親御さんだと思うんです。教育の充実とあと通勤等での利便性というのがかみ合わさってきて、そういった背景が出てくると町とすれば、急激な伸びはできませんけれども、急激な人口減少にも陥らないだろうというふうには思っているんですね。ですから、そこをしっかりと捉えてやっていく必要があるだろうと。

そういったことで、今回についてもこれまでの反省をしなくてはならないし、逆に見直しをして力を入れなくてはならないところもあるだろうし、いろいろ極端なところも出てくるか

もしませんが、ひとつこれからは議員のほうからもいろんなアドバイス等をお願いしながら進めますので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 最後は今の子供の問題だけですが、松島町の出生率についてはこの計画の中にも50だったかな、60ぐらいという数字で載っているわけですよ。だから、非常に出生数そのものは減少しているというのが今の状況で、これをじゃあどうやって増やすんだということがやっぱり課題になってくるんだと思うんですよ。外から入ってくるのも必要なんですけれども、松島町における出生数をどうやってプラスに転換していくのかという、この状況をどうやってつくるのかというのが問われてくるんだと思うんですね。おとしから保育所の無償化も始まって、そういう意味での若い人たちの負担というのは減っているはずなのに、なかなかじゃあ子供を産んで育てようかというふうになっていないというその状況をどういうふうに町長はご覧になっているのか、その辺について最後お聞きして終わりにしたいと思ひます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） よく、私もそうですけれども、団塊世代、団塊世代と言われます。団塊世代のジュニア世代がいて、その繰り返しで今割と子供たちが少しまた増えてきている地域も、地域によってですよ、地域もあると。そういったところが町内の12行政区を見てもうまくいっているんですね。ところが、いってないところというのはやっぱり子供たちが少ない、子供の声がかかえないというところ。やっぱりこれは、今年、補正で婚活の予算も少しつけていただきましたけれども、やっぱり結婚する世代の方々をもう少し後押しできる仕組みを町はつくらなくてはならないだろうし、極端なことを言うと、町内から町外に働きに行っていて、一つの年代をクリアして、ちょっと親も大変だろうからそろそろ松島に戻ってふるさとで働こうかというような、もし、女性でも男性でもいいんですけれども、そういった若者がいたらそういったところの支援も何かできないのかなというようなことを考えていく必要があるだろうと。

今、松島町は平成28年から18歳までの医療費を無償化にさせていただきましたけれども、今この18歳までの無償化に関しては、松島だけではなくて県内の多くの自治体が市町問わず15歳、18歳と上げてきていますよね。ですから、そういったところで大体、18歳未満は県内はもう医療費かからないよというふうに、いずれ遠いところではなくてなるだろうというふうに思ひます。給食費についても、これは国策がどういうふうに絡んでくるか分かりません

けれども、今の国の考えであればそう遠くないときに私はなるのではないのかなど。そういったことで国としてもそういった支援をしっかりとやっていくよという姿勢を出してこないと、地方自治体にだけ、我々のところにだけ負担を求められても、なかなかかなうものとかかわないものがあると。

そういったことで、確かに議員が前に、若い人たちの働いている人たちの町の平均年収をどのぐらいで見ているんだということを聞かれましたけれども、なかなかこれも、いろんなことがあるかもしれないけれども、ただ、これはコロナだから年収が上がらなかつたろうでは済まないと思うので、やっぱりそこはきちっと、今賃金の問題も出ているので、やっぱり働いている方々にそういったことがしっかり報われるような仕組みとして年収等も考えていければ、おのずと収入もアップされて、何ていうんですかね、いろんなところに目が届く世代になってくるのではないかというふうに思います。ですから、10月に商工会青年部が今回パーティーを考えていますけれども、そういったパーティーの中でも今後こういったことをしながらやっていったらいいんだということを主催者側とまたお話し合いをして、これからもそういった人たちのサポートもきちっとやっていきたい、こういうふうに思います。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。1番菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 1番菅野でございます。

今回の計画の大前提として、目標というかゴール地点が、指定を脱却するのが目的なのか、支援を受けられるというメリットもあるという話を聞いたので、この状態、過疎化が進まないような状態を最低限維持するためなのかというところを、その辺をもう一度教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 町としましては、今回の過疎地域の指定を受けまして、本町で今回定めようとしております持続的発展計画に基づきまして町の過疎対策を推進し、過疎地域からの卒業を目指してまいりたいと考えております。

過疎法に基づく地域の指定につきましては、法の定めによりまして10年間ということで、今回の期間は前期期間ということでございますので、最終年、令和13年3月31日に向けて卒業団体になれるよう目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 計画、脱却するのが目的ということだったんですが、国のガイドラインに沿って計画を立てたという話を聞いたんですが、前回全協で聞いて、数字がもし間違っ

ていれば訂正していただきたいんですが、卒業団体というのが820分の45とかという話を聞いたと思うんですけれども、そうすると5%ぐらいだけの卒業団体という形になるので、その中で国のガイドラインにそのまま沿ってつくったとしてもこれぐらいのパーセントだとちょっと低いのかなと感じたんですが、先ほど今野議員のほうからもポイントが分かりづらいというところはあったんですが、国のガイドラインに沿った中でも、この松島のオリジナリティーというか、独自の施策だったりとか最も重要視するようなポイント、計画の中で組み込んだポイントなんかもあれば教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） まず今回の策定につきましては、計画書のまとめについてはガイドラインに沿ってまとめました。中に記載しております特別事項については、町の独自性を出しております。卒業を目指す上で大事なのはやはり人口減少、先ほどから議論されております人口減少率の緩和、減少だと思います。町としましては、今回のこの計画の中で、出会いから結婚に結びつけて、やがて新生活、その次に出産育児について一つのストーリーを持ちながら支援をしていければなど。これまでは定住補助金ということで住みかの補助金がありました、今回6月でも補正させてもらいましたが、出会いのサポートから町のほうでもお助けできればなどというふうに捉えております。それらの新たな仕組みに今後、我々町職員一同チャレンジしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。ありがとうございます。いろいろ前期だということなので、そういった指標をしっかり持ちながら今後引き続き進めていっていただければと思います。この計画がうまく進んで発展していただければという思いを込めて、以上で質問を終わります。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第39号松島町過疎地域持続的発展計画については原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第40号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第3、議案第40号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっております。直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野議員。

○10番（今野 章君） 条例に関する説明資料を読ませていただいて、ここに第2条の第3号ですか、非常勤職員が育児休業を取得するためには、子が1歳6か月になる日まで任期があるか、引き続いて同一の任命権者に採用される可能性ある場合が条件となっているが、子の出生後8週間以内の育児休業をしようとする場合には、子の出生日から57日目より6か月を経過する日まで任期があるか、引き続いて同一の任命権者に採用される可能性があれば取得を可能とすると、こういう説明になっているんですけども、非常勤職員というのはいろいろ期間の定めがあるんだと思うんですが、一般的に会計年度職員と言われるような1年限りの職員の場合、育児休業を取れる人というのは実際にいるのかどうか。これを読むと取れる人はいないんじゃないかなという気がして読んだものですから、その辺について教えてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） このところについては、表現としてどうしてもこういう表現に法令上はなっていますが、例えば会計年度任用職員の方を採用する際には、労働条件通知書という、要は契約期間の内容ですとか業務の内容とか、あと勤務時間を示したものを通知差し上げるんですが、その中に例えば契約更新の有無があるかとかという項目がありまして、現時点では、全ての会計年度任用職員さんにそれを交付するときは、更新する場合がありますというところに丸をしてお渡しをしていると。ですから、可能性としてはあるよというふうに理解ができますので、そういう意味では、今、会計年度任用職員のこれに該当するのが大体、任用職員115名8月末現在でいますけれども、単純にそういう意味では101人、一応可能性としてはありますということになります。以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） そうですか。いわゆる同一の任命権者に採用される可能性については、

可能性は最初から与えているんだと、そういうことになっているわけね。そうですか。私はそういうものだとは思っていなかったので質問したんですが、これは何年も同じところで採用するわけにはいかないですよ、でもね。部署が替わるとかなんとかという、そういうことまでちゃんと条件づけがされているんですか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 先々どこでということまではやっていませんけれども、要は同じ任命権者であればいいので、例えば町長部局であれば町民福祉であろうが総務課であろうが建設課であろうがそれは構いませんので。ただ、教育委員会はまた任命権者が教育委員会ということになりますので、その区分だけまたがない限りは可能性としてはあるというふうに理解できるということになります。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。11番小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 11番小澤です。

私も正社員で働いて、2回ほど産休や育休を取らせていただいた経験がございます。今回はこの松島町の庁舎内だけのお話というか質問になるんですけども、実際どのくらいの方が今まできちんと利用されていたかという統計みたいなものはございますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） あまり過去のものまでは持ち合わせていませんけれども、例えば令和3年度でいえば、育児休業を取得した、これはただ常勤職員が6人いましたし、今現在3人の方が育児休業を取得しています。非常勤職員についてはこれまでは実績としてはないです。恐らくですけども、そういう考えをあまり持っていない方のほうがちょっと多いのかなと。どうしても任期、法令上、会計年度任用職員というのは基本は1年1年ですので、働く方の家庭の状況にもよるんですけども、例えば扶養のまま働きたいとかいろいろ、どちらかといえばそういった方が多くて、ちょっと民間は分かりませんが、公務員の非常勤にあってはあまりそうした文化がこれまでは根づいていないのかなというのが正直感じております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） ありがとうございます。

そのように今までお感じになられたということなんですけれども、もしかしたら働きたいと本当は思っていたかもしれない方もいらっしゃるかと思います。このような質問をちょっとしていいか分からないんですけども、齊藤課長、今まで女性としてこの立場まで働いてい

て何か感じたことというか、もしありましたらお聞かせいただくとありがたいです。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 私自身は子供をもうけていませんので、自分自身育児休暇とかを取った経験はないんですが、職員としてこれまで働いてきた同じ課の常勤の職員としては、育児休暇、産休を取りながら定年まで働いている諸先輩方と一緒に働いてこれたことは、大変幸せなことだと思っております。そういったことが今後非常勤の方々も同じように経験されることで、自治体の業務の質、レベルなんかもアップしていくと思っておりますので、こういった制度を使っていきながら一緒に仕事をしていきたいなというふうに感じております。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） ありがとうございます。

そうすると、この会場の中で多分子育てをした経験があるのが、発言権がないのかな、次長はないのか。熊谷次長は……。すみません、熊谷次長に発言権はございますか。

○議長（色川晴夫君） すみません。この場はそういうことじゃないので（「かしこまりました。申し訳ございません」の声あり）別な質問をしてください。

○11番（小澤陽子君） 分かりました。承知いたしました。

今回、コロナ禍になりまして、お子様のマスクによる言葉の発達の遅れ、それからお母様のワクチンの後遺症等々、西洋医学によるお薬の副作用等で小さいお子様の発達が遅れているケースが多々見られます。このように法律で日にちのほうは決められておりますが、現場として、男性の方のお心遣いというか言葉がけというか、そういうものがもっと、相手を思いやる愛情の深い、感謝の深い、優しい育休が取れることを願ひまして、質問を以上とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 質問終わりましたね。次に質疑者ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第40号職員の育児休業等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第41号 松島町町税条例等の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第4、議案第41号松島町町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野議員。

○10番（今野 章君） 今野です。

これについても条例に関する説明資料に基づきながら2つほどお聞きしたいのですが、1つは、18条の4ですか、納税証明書の交付手数料というところで説明がされているんですが、DV被害者等の住所に代わる事項が新たに追加されるということなんですが、これは具体的にはどういう形で提供されるのか教えていただきたいということでございます。

○議長（色川晴夫君） 答弁。佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 第18条の4のDV被害者等のということで、こちらについては、6月定例会で専決処分ということでそちらでも条例改正させていただいたのですが、そちらの町で対応する分の改正ということでございます。

今回の18条4の改正につきましては、条例に関する説明資料に記載していますが、民法等の一部を改正する法律ということに基づいて不動産登記法が改正されて、いわゆる国のほう、法務局から通知文が来るということで、そちらが町のほうに情報としてDV被害者等の通知ということになるわけでございます。

その分で何が変わったのかということになるかと思うのですが、現在、登記所、法務局から町への登記情報としては今野議員ご承知だとは思いますが、異動があれば登記名義人の氏名、住所、また所在地とか地番、地目、地籍と、建物であれば構造とか床面積ということで町のほうに法務局から通知が来ております。それで、今回、不動産登記法の改正で何が追加されたのかということによりますと、所有権の登記名義人に係る会社法人番号。あとは所有権の登記名義人が外国居住者である場合の国内連絡先。相続人申告登記の申出がなされた旨及び当該申出をした者の住所等。所有権移転登記人名義に係る死亡の符号。所有権の登記名義人の氏名、振り仮名、生年月日等。また、最後になりますが、DV被害者等から申出があった

旨及び住所に代わる事項ということで、今回民法の改正に伴ってこのように不動産登記法が改正されて、市町村に対する通知文が新たに6項目ほど追加されると。ただ、これについてはまだこれからのもので、どのような形で法務局から町のほうに提供されるのかということについては、町でもどのように追加されてくるのかというのはちょっと把握していない状況でございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） あともう1つなんです、その下の第33条4項と6項ですか、上場株式等の配当所得等について課税方式を所得税と一致させるということなので、町民税における配当所得と今までの所得税と違っていただろうかと、こういうことだというふうに思うんですが、どういうふうに違っていたのか、その違いによって何が生じていたのか、今回なぜこういった改正をするに至ったのか、そのことについてお聞きをしたいということであります。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 第33条及び第34条の所得割の課税等のご質問でございますが、今野議員、今ご質問したように、これまで上場株式等の配当所得については、現在所得税と個人住民税で異なる課税の方式ということで、申告不要ということで、いわゆる源泉徴収票、そちらで完了もしくは確定申告——確定申告でも総合課税とかあと分離課税とあるのですが、3つの選択が可能でございました。そのため、所得税では確定申告、総合課税を選択し、個人町民税では申告不要、いわゆる源泉徴収だけで完了と。源泉徴収で幾らかというと5%なんです、それで完了ということで、結果として所得税と個人町民税で異なる選択が今まで可能でしたというような、国の制度上の話ですけれども、そのような形でございました。

今回このようなことから、公平性の観点とか金融所得の関係から所得税と個人住民税で一体として設計されているということを踏まえて、今回、申告不要を所得税で選べば町民税も申告不要、所得税のほうでいわゆる申告ということを選べば町民税のほうでも申告ということで、今まで横に滑るだけでなく斜めに行ったのも横に滑るだけということで、そちらのほうで国のほうでも金融課税の方式と見直しで改正をしたということに伴って、本条例についても改正を行うものでございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かったような分からないようなあれなんです、言ってみれば、配当所得等についてこれまでは総合課税方式であったり分離課税方式であったりで選択ができた

ということですよ。それを同じレベルで所得税と住民税をやるようにするということがなんでしょう。そうすると、選択の仕方によって課税される個人住民税ですか、この大きさが変わってくるということになるんですか。なっていたんでしょうね、きっと今まではね。これからはそれはそういう差は出ないということになるのかどうか、その辺についてと、それから、結局どちらを選ぶかで税金の納め方に差が今まではあったんだと。所得税はそれなりに取られるんだらうと思うけれども、町に申告するときは、どちらでやるかによって個人町民税を多く収める方式と少なく収めることができる方式とがあったと思うんですよ。そのことによる今回の影響というものはあるんですか。結局、今まで多分多くの人にはできるだけ納める税額を少なくできるように選択をしてやっているのではないかと想像するんです。今回それを一致させることによって、町としては個人町民税の税収として増えるものなのか減るものなのか、その辺どうなんでしょう。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 私の答弁がちょっとうまくなくて大変申し訳なく、今野議員おっしゃるように、これまでは所得税は申告不要ということで、いわゆる源泉、15%ぐらいそちらで控除してということで、あと町県民税のほうは5%と。いわゆる申告不要と私が申し上げたのはそういう源泉部分で引かれますということと、あと申告するのは、総合課税方式というのは所得税の申告をします。その場合は総合的に所得とかいろんなことをやって控除してということで、所得税のほうは申告不要、あと申告と。町県民税のほうも申告不要とかと選べたんですが、今回は同じように申告するのであれば両方申告ですよ。申告しないのであればいわゆる源泉部分20%相当分の15%の5%ということになるということで、説明もちょっと申し訳ないんですが。

それで、どうなるのかということになると、所得税の人が申告して町のほうが申告をしていないと。いわゆる申告不要、源泉部分でやっていますので、所得税を申告すれば町のほうも申告しますというふうになりますので、町県民税としてはプラスになります。そして、実情の話をしてますと、令和4年度、令和3年度分でいわゆる総合課税方式で所得税のほうを申告した人が61名おります。うち住民税は、申告不要、いわゆる源泉分だけでやった人が20名おります。そのように、片方は申告した人が61名、片方は申告不要という人がいますので、この61名が申告していれば住民税も申告不要とした人が20名いますけれども、20名は申告することになりますから、単純に計算すると増額になると。

じゃあ幾らぐらいになるのかということでも分今野議員さんご質問。これはですね、非常に、

20名分は手計算になるんです。職員に簡単にできないのかと私も言ったんですが、日常業務とか手計算なもので、20名をちょっとすぐすぐ計算するのは難しいということですが、数名ピックアップして、住民税を申告不要としたもので申告した場合ということで、数名ピックアップで計算したところ1名当たり二、三万円ぐらいの増収になるんじゃないかと。単純に平均で2万5,000円ということで20名掛けますと、五、六十万円ぐらいじゃないかというふうな増収にはなるかと思うんですが、結果的には、試算上の話で、個々人の所得とか総所得とか違いますのでこれになるかは分からないですし、また、来年度においても個々人でどのぐらいの収益というか譲渡とかあるかは分からないので、一概に五、六十万円というのは今年度に置き換えた場合ということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。国のほうもいろいろ頑張って、いわゆる株式に対する投資というんですかね、こういうものを進めようということで政策的に取り組んでいる面もあるかと思うんですが、本町における配当所得の関係はどうなんでしょう。増加傾向にあるんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 配当所得は増加傾向にあるのかというご質問ですが、今野議員ご存じだと思うのですが、いわゆる源泉で引張れる部分は、1回県のほうでやって、県の事務費とかの関係から株式譲渡所得割とか配当割交付金ということで、町から幾ら上がっているかというのがつかめない部分があります。そのため、この場で増加傾向、減少傾向というのはちょっとお答えできない状況でございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第41号松島町町税条例等の一部改正につい

ては原案のとおり可決されました。

続きまして、一般会計補正予算でございますが、ここで休憩に入りたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） では、休憩に入ります。10分にします。11時10分再開でございます。

午前10時55分 休 憩

---

午前11時10分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

---

日程第5 議案第42号 令和4年度松島町一般会計補正予算（第4号）

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議案第42号令和4年度松島町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 5番杉原です。

まずは企画費の定住促進事業補助金及び移住支援金の実績に伴い補正するものということで、これに関しましては近隣自治体にはない取組で大変素晴らしい事業だと思うんですが、実績を見ると、令和3年度に関しては定住促進事業が25世帯74人実績だと。移住支援金に関しましては1世帯2人延べというのはあったんですが、増額ということで、今年度、令和4年度の見込みというのはどのぐらいまでというのがあるのか、補正がまだ続くのか。うれしいことなので、これは増えれば増えるほどうれしいことなんですが、そういった見込みはどのぐらいなのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 定住補助金につきましては、今回の補正で約6件を見込んでおりまして300万円の補正をさせていただこうと思っています。

実績については、現在17世帯に交付しております。昨年度は中古住宅を購入されての方が多かったのですが、1件当たり25万円の交付が多くて全体で25件という交付だったんですが、今年は全て新築ということで50万円の交付で、件数に開きはありますが、17世帯の方にご利用いただいているところでございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番(杉原 崇君) 見込みとしてはまだまだ増えていくという感じなんですか。

○議長(色川晴夫君) 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長(佐々木敏正君) 現在、相談件数としましては2から3ぐらいの相談のほうを受けておまして、さらにプラスアルファ分ということで3件見込んで、合計6件を見込んでおります。今年度内はこちらの補正額で対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長(色川晴夫君) 杉原議員。

○5番(杉原 崇君) 分かりました。世帯数が増加する、人口減少している割には世帯数はどんどん増加しているので、大変すばらしことだと思ってしまうのでこういった施策をどんどん続けていっていただきたいと思います。

続きまして、私、松島×探求ツアーパックについてちょっとよく分からないので教えていただきたいんですが、まず前段として、このツアーパックですね、まず教育旅行向けのワークブックを作った中で続きでという感じだと思うんですが、このワークブックに関しまして実際どのように効果があるのか、検証ですね、そういったものをされたのかどうかというのをまずお聞きしたいと思います。

○議長(色川晴夫君) 答弁。太田産業観光課長。

○産業観光課長(太田 雄君) 松島×探求ワークブックについては2万部を作成しております、今年の8月31日現在で、学校からとか旅行会社さんからの希望による送付については4,500部ほどになっております。その他ホームページでも閲覧できるような形を取っております、閲覧数が7,400件ほどになっております。配付の送付をしなくてもこのホームページ等で、ホームページの閲覧を通して印刷方も学校さんとかでもやっているのかなというのが推測されるような状態です。

そして、この探求のワークブックと本事業との連動性という話になると思うんですけれども、記載していますとおり、松島×探求ワークブックにひもづいた歴史・文化、環境、それから減災・防災をテーマとし、宿泊を含む2日間の体験を通じて深い学びを得られるツアーパックを本事業で創出したいと考えております。基本は、宿泊と体験コンテンツのセットでプラスアルファ、オプションの体験ツアーコンテンツを創出することでカスタマイズ化を図り、これまでのワークブックもありますけれども、子供たちにより深い松島を体験して探求してもらおうということを目指したいと考えております。以上です。

○議長(色川晴夫君) 杉原議員。

○5番(杉原 崇君) 観光協会さんと一般会議で行ったときに、会長のほうから教育旅行で仙

台方面の宿泊が多いというお話がありまして、この体験コンテンツが増えれば、記載を見ていると1泊2日を基本としているので、少しでも松島に滞在時間が増えればなという思いがあります。

その中で、この事業を行う前提として、この事業の補助金ですね、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金とある、これを使うということなのですが、実は私よく分からないんです。これって補助対象とかというのはこの補助金を使ってあるのかどうか、ちょっとそこが分からないので教えていただきたいと思います。補助対象とかあるのか、この補助金に対して。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） それは今まで使ったことがありますかというような……（「いや、この事業に対しての」の声あり）

この事業に対しては、全国の自治体でもこういったケースで取り組んでいるのかどうかは分かりませんが、基となる訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金というのがあるんですけれども、補助対象として、今回もそうなんですけれども、地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業も対象となっております、今回もそうなんですけれども、国内居住者を主なターゲットとしつつ、将来的にインバウンドへの活用も見据えた取組であることが要件の1つというふうになっておりまして、今回、教育旅行ということで宿泊させて体験という一つの大前提はあるんですけれども、将来的にコロナが収束してインバウンドというようなことも考えられますので、現在、これから考えるツアーパック等もし完成しましたら、それもまたブラッシュアップしてインバウンドにつなげるような体験なりにもしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 実際教育旅行を受け入れているお宿さんというのは、現状どのぐらいいらっしゃるのか。これを通じて今受け入れていない宿泊施設もどんどん声がけして、そういった可能性を広げていくという考えがあるのか、そこを併せてお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 現在、教育旅行受入れ可能な施設については6か所になっております。町内の宿泊施設については21か所ございますので、今後、教育旅行の受入れというような形であればそれは各施設さんのお考えもあるでしょうから、プラスアルファ追随というような形になっていくんだろうなと考えております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番(杉原 崇君) やっぱりそういった施設が増えない限りはつくってもなかなか広がりを見せないの、そういったものがどんどん増えていけばいいなと思うのですが、今回テーマとして歴史・文化、環境、減災・防災をテーマに体験を通じてということなんですが、実際、現時点でこういった体験メニュー、コンテンツという候補というのは今あるのかどうか、これから考えるのもあるかもしれませんが、現在候補があるのかも併せてお聞きしたいと思います。

○議長(色川晴夫君) 太田産業観光課長。

○産業観光課長(太田 雄君) 各観光施設さん等との打合せを事前にさせてもらっているんですけども、そこのアイデア出しという段階にはなりますけれども、例えば瑞巖寺さん等で食文化を含めた日本文化体験とか、あと遊覧船については、今もやっているんですけども、震災語り部クルーズ、それから、案出しとしては塩竈の魚市場の見学ツアーとか清掃ツアー、あと日の出体験ツアー、あと、松島といいますと月の松島というようなことで有名でございますので、そういった体験ツアー、あと、松島の食を通じて地産地消という話から教育旅行向けの昼食のメニューもどんどんつくっていったらいいのではないかなという案出しはされております。以上です。

○議長(色川晴夫君) 杉原議員。

○5番(杉原 崇君) 今お聞きして、いろんなアイデアが出ているということで大変楽しみな思いがしているんですが、今回、料金設定や行程全体をパンフレットにて見える化するということなんですが、このパンフレットも制作するという事によろしいのかどうか、それもお聞きしたいと思います。

○議長(色川晴夫君) 太田産業観光課長。

○産業観光課長(太田 雄君) パンフレットの制作も考えておまして、中身としては、前段議員からも質問あったんですけども、教育旅行受入れ可能な宿泊施設の概要の紹介とか、あと体験コンテンツの概要の紹介としては、営業日・休業日、それから受入れ時間、所要時間、それから受入れ人数、それから雨が降った際の対応、準備品、持ち帰り品、あと肝腎要の料金などの掲載も考えております。あと、最後のページになるかどうかは分かりませんが、1つの体験のモデルコース的なものも掲載したいなと考えております。以上です。

○議長(色川晴夫君) 杉原議員。

○5番(杉原 崇君) それで、盛りだくさんな内容をパンフレットにするのであれば、やはり情報発信という意味ではウェブを使ってお知らせするという方法もあるのかなとは思って

すが、その考えというのはあるのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 一般質問等でもいろいろ出てきているんですけれども、やはり、アナログも必要なんですけれども、これからはD Xというようなことも一つ念頭に置いて事業は展開してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 今回のこの事業は、私、前から松島にとって体験のコンテンツはどんどん増やしていくべきだというお話はさせていただいた中で、こういったものがどんどん増えていくことが松島の滞在時間が増えていって宿泊にもつながっていくと思うので、ぜひよいものができるようお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 1番菅野でございます。今、杉原議員のほうも質問させてもらったんですが、松島×探求ツアーパックの中で私もちょうと質問させていただければと思います。

どの事業においても指標を設定しておかないと効果測定というのが難しいのではないかと、いうところを私も何回か言わせていただいていたんですが、事業説明資料の中に、ワークブックを作成したんですが、期待する地域経済への寄与に至っていないというところで記載があるんですけれども、これはどういったところで判断して至っていないというところにしたのかというところをもし分かればお願いします。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 担当者なり私のほうでの肌感覚というか、お泊まりは仙台で、観光は松島でというような通過型観光がかなり進んでいるのではないかと、いうような視点で記載はさせていただきました。それで、最終的な指標をどういうふうな形で数値化していくか、というふうな話になれば、宿泊数なりが一つの指標になっていくのではないかな、というふうには考えております。

1つデータがあるんですけれども、令和元年度、教育旅行として6,000人ぐらい来ておりまして、令和3年度につきましては9,800人ほどの教育旅行の皆さんが来ております。これまでは、元年を見てもみますと、宮城県を含む東北地方の学生さんなり生徒さんについては8割だったんですけれども、逆に令和3年度に目を向けてみますと3割。逆に、関東一円の学生さんが令和元年度は1割程度だったんですけれども、関東周辺の学生さんは今や6割程度に膨らんでいるというふうなことで、かなり震災なり地方に目を向けた探求なりが進んでいて、

学校自体も東北の話を知りたいというような要望もかなりあるようなので、目標としては数字的には3年に9,800人ほどだったんですけれども、徐々に1万人以上を目指していきたいというのが希望でございます。以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 予算を使うわけなので肌感覚というのはちょっとどうなのかなというところは思ったんですけれども、説明資料のほうにも書いているのですが、事業を実施することで宿泊者増加、観光消費額増加というところで記載されているんですが、この辺を今1万人を目指すというところでは口頭ではいただいたんですけれども、こういったところをしっかりと設定していかないと、この前段のパンフレット作成して寄与に至っていないというところで判断したわけですから、こういったところをそうならないようにも、改めて現在の数字がこれくらいで、これくらいを目標にしますというところをしっかりと組み立てて、どういう内容をやっていくかというところを決めていくことが大事なのかなとは思いますが、その辺を設定するという考えに対してはいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 数字的には先ほど1万人というような数字の設定を申し上げたんですけれども、宿泊者全体というような形で考えますと、宿泊が前年、前々年度と比較して目減りしたからホテルさんなりの売上げが落ちているかどうかという話になると、必ずしもそう言えない部分がございます。やはり松島という一つのブランドに対して松島観光に伺うお客さんが増えていくと。最終的には一目瞭然で分かりやすいのは数字というふうな形になると思うので、取りあえずは1万というような形が一つの目標かなと考えております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。数字が全てというわけではないのでその辺は大丈夫なんですけれども、説明資料を見ていると、スケジュールのところの一番最後にパンフレットを送付して誘客を図るところで終わってしまいましたので、ここから続くということもあるとは思いますが、ここがゴールになってしまうとまた同様のことが起きてしまうのかなというところがちょっと思いました。この事業に関しては、私も実施することは物すごく賛成ですので、しっかりとプラスになるようにやっていただければと思います。以上です。

○議長（色川晴夫君） ほか質疑ございますか。4番櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 4番櫻井貞子です。

コロナ対策の中の松島は笑うがお得商品券発行事業についてお聞きしたいと思います。

プレミアム商品券が今までも何回も町で企画されて実施されてきていると思うんですけども、私の知り合いにも「買いたいんだけど、もう行ったらなくなっていて」というふうに言われたりしているという部分があって、今回、住民登録のある世帯主宛てに郵便で優先購入権を送付というふうに、今までの経験を生かして1軒で2セットまで購入できるという形を取っていただいたんだろかなということ、すごく改善されたのかなというふうには思うんですけども、なかなか私の身の回りにも交通弱者のお年寄り、独り暮らし、車を持っていない方がいらっしゃいます。今までですと利府松島商工会に行ったり公民館に行ったりというような部分があったと思うんですが、今回はどのような予定を立てているのかお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 資料でも記載しておりましたけれども、まず11月上旬の休日の1日間なんですけれども、文化観光交流館と品井沼農村環境改善センターの2か所でまず販売会を実施したいと考えております。その後、平日の6日間程度にはなりますけれども、文化観光交流館で販売会を実施したいと考えております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 4番櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 非常に今コロナ禍ということもありますので、長蛇の列で住民が購入するために並ぶようなことがないような形で、また、公民館と品井沼という形では地域の方が歩いて行けるところはよいんですけども、町民バスを利用して買いに行くという方もなかなか難しいと思われまますので、その辺も今後考えていただきたいなというふうに思います。

今までの経験がたくさんあると思うんですが、大体どのくらいの購入の想定をなさっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 前段で議員のお話で出たとおり、今回世帯主の方に優先権を送付して1世帯2セットまで購入可能というような形を取らせていただきまして、これで計算しますと1万部になりますので、世帯の約9割ほどが購入可能な数字になっておりまして、これはあくまでも希望なんですけれども、全部売り切れてほしいというのが希望でございます。そして、字が小さくて見えないかもしれませんが、仮に売り切れた場合の話にはなるんですけども、余剰分があれば対象を拡大することもありかなと。拡大ということ

は町外というようなことも考えられますけれども、でき得るのであれば町内の方に余剰分の方も買っていただきたいなというような思いはあります。以上です。

○議長（色川晴夫君） 4番櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知いたしました。もともと地域経済の活性化を目的として町の商店を応援するという取組だと思えます。ぜひ、住民の方々が購入して、そして町の商店が元気になるような形を望んで意見といたします。

○議長（色川晴夫君） ほか質疑ございますか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。

私からは1点です。2款1項20目に、主要事業説明資料として添付されているんですが、この事業の中の資料の1として1ページにあります。さきに、ナンバー22に当たりますけれども、農業者物価高騰対応支援事業という形で補正されて対応いただいています。募集関係も今月末くらいまででしたか、やられて対応済みかと思えます。今現在、農業者団体等を含めてですけれども、国のほうもいわゆる物価高騰、とりわけ農業資材あるいは農業関係肥料、経営のために著しく価格が高騰しております。そういった関係もあって、町内における農業従事者あるいは家庭菜園も含めてですけれども、そういった従事者の方々が肥料購入等に当たって大変経済的打撃を受けているというような状況があります。

そこでお尋ねしたいのは、6月の補正で組まれて1款はあるわけですけれども、今後、特に例を申し上げてあれですけれども、農業従事者関係は9月の7日か8日頃に米価関係がおおよそ出される予定にありまして、9月から約1か月の間に秋肥料の注文関係、そして来年春の注文関係等々JA関係は進めます。そういったときにやはり皆さんその案内等を出されれば、これまでは、例えばですよ、100として買っていたものが200%近くの価格高騰になっていることに驚きを隠せない状態。そこでまた松島当局に対して、国、県も含めてであります。要請等、要望等出てこようとは思いますが、そうしたときに、今後補正の見込みというかそういったところの考えをちょっとお聞かせいただけたらありがたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 農業関係とかいろんな一次産業関係の方々の様々なもの高騰について、今後の対応はということだと思えますけれども、さっきお米の値段の話が出ていましたけれども、米価もまだ決まっていませんけれども、ここ1週間ぐらいで決まるんだろう。これはJA価格になるのかどうか分かりませんが、ただ、JAのほうからはこういう

物価高騰に今後も対応して欲しいという要望が出ていますし、畜産の乳牛の関係では飼料ですか、餌のほうが高騰しているんだという話。ですから、様々なものが高騰して大変だということは肌で聞いておりますし、それから、昨日うちのほうのちょっとした集会があったんですけども、米の値段よりも肥料の値段のほうが高くなってきたという何かおかしな話が出てきている、そういった話も聞いています。

ただ、今、今後どうするんだということであれば、これは国の政策に関わってきますので、町とすれば、今いろんな報道では出ておりますので、今後国のほうの施策をよく注視して対応してまいりたいというふうに思います。ですから、いつどのようにやるんだと言われれば、国のほうが出たらすぐ町のほうとしても相談申し上げ、また、議会のほうにもご相談申し上げて補正なら補正でまた対応していきたいと、このようには思います。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございますか。11番小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 11番小澤です。

今の質問を受けまして、国からの政策ではなく、ほかのJAさんでは自然農法や有機を使った方法で解決したり、化学肥料ではない解決方法で見いだしている地域がございます。その……

○議長（色川晴夫君） すみません。小澤陽子議員に申し上げます。

今回のこの議案、今のは、農業の今、赤間幸夫議員がですね、その関連かなと思いますけれども、（「関連です。ただ、町長の意見……」の声あり）今回の補正予算には関わりが今質問を聞いていますとないんですね。ですから、ほかの質問をお願いします。（「かしこまりました。申し訳ございません。質問を取り下げます」の声あり）取り下げますね、今のね。（「取り下げます」の声あり）

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第42号令和4年度松島町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第43号 令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議案第43号令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第43号令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第44号 令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第44号令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第44号令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第45号 令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第45号令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第45号令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第46号 令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第46号令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第46号令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第47号 令和4年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算  
（第1号）

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第47号令和4年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第47号令和4年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第48号 令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第48号令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第48号令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、明日9月6日午前10時です。

皆さん、大変ご苦勞さまでございました。

午前11時48分 散 会